

平成31年度

事業計画

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

目 次

1	平成31年度事業計画の考え方	2
2	法人事務局	3
3	すみだ福祉保健センター	3
(1)	管理課	3
(2)	障害者生活介護施設 はばたき福祉園	4
(3)	児童デイサービス施設 みつばち園	5
(4)	相談支援事業所	6
(5)	身体障害者福祉センター	7
(6)	老人福祉センター	8
(7)	高齢者在宅サービスセンター	9
(8)	機能訓練事業	10
(9)	こうめ高齢者支援総合センター	11
(10)	こうめ高齢者みまもり相談室	12
(11)	健康増進事業(健康づくり教室)	13
(12)	要介護認定調査事務	13
4	スマイルホームすみだ(母子生活支援施設)	14
5	シルバープラザ梅若	15
(1)	高齢者福祉センター(梅若ゆうゆう館)	15
(2)	うめわか高齢者在宅サービスセンター	16
(3)	基幹型担当	17
(4)	うめわか高齢者支援総合センター	19
(5)	福祉機器展示室事業	20
(6)	うめわか高齢者みまもり相談室	20
6	すみだステップハウスおおぞら	21
(1)	障害者生活介護施設 ひだまり	21
(2)	児童デイサービス施設 にじの子	22
[資料]	平成31年度墨田区社会福祉事業団の組織	23

平成31年度事業計画の考え方

平成18年度から区の指定管理者として各施設の管理・運営を任せられ、これまで、利用者本位の福祉サービスの提供を念頭に、サービスの向上と効率的な運営に努めてきた。

さらには昨年度、新たに墨田区地域包括支援センター機能強化（基幹型）事業の受託や、経営面では組織改正によるマネジメント機能の強化など、利用者サービスの充実や経営改善に取り組んだところである。

平成31年度は、平成27年度から5年間の指定管理者として管理運営をしてきたすみだステップハウスおおぞらが指定管理者最終年度となる。

こうした状況のもと、次年度以降の指定管理者受託を見つめつつ、これまで実施してきたサービスや効率的経営への取り組みを継続して推し進めるため、次の事項を重点に運営にあたるものとする。

1 サービスの向上

- (1) 利用者の人権尊重と安全の確保を基本に、質の高いサービスを提供していく。
- (2) 第三者機関によるサービス評価、利用者アンケート等による評価を検証し、さらなるサービスの質の向上を図る。
- (3) 事業の移行や法令改正への対応に万全を期し、施設間の連携を密にしてサービスの充実を図る。

2 経営の改善

- (1) 費用対効果を念頭に効率的な運営を行い、介護料収入等を見込む事業については、増収に努める。
- (2) 業務目標制度、業績評価制度を適切に運用し、職員の能力やモチベーションを向上させることにより組織力の向上を図る。
- (3) 職場内・職場外研修を充実させ、職員の資質及び専門的技術の向上を図る。

3 地域福祉の向上

- (1) 民生・児童委員や地域町会・自治会、関係機関と連携して、地域密着サービスの充実を図る。
- (2) 講座活動やボランティア、実習生の受け入れなどを通して、地域福祉の向上に寄与する。
- (3) 地域福祉に貢献する事業団の事業を分かり易く、かつ詳細な形で地域にアピールするため、ホームページ等を活用し周知・広報活動に努める。

2 法人事務局

区分	項目	概要
法 人 事 務 局 総 務 課	理事会 評議員会	事業計画、予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、年2～4回開催する。
	監査	事業等の実施状況及び会計経理の監査を実施する。
	施設事業 運営指導	各施設事業の適正な執行を確保するため、事業運営及び会計処理について連絡調整する。
	地域福祉振興	見学会、ボランティアや実習生の受け入れ等を通じて、福祉に対する関心を高めるとともに、地域の福祉活動を啓発し、地域福祉の振興を図る。
	会議等	全国社会福祉事業団協議会、全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会等社会福祉関係機関に参加する。 事業団衛生委員会、危機管理委員会、第三者委員会(苦情解決)、施設長会等を開催する。
	職員研修	職員の資質向上及び知識習得のため平成31年度研修計画を策定し、実施する。 また、墨田区その他関係機関の研修会・講演会等へ職員を参加させるとともに、関係機関等からの講師派遣依頼に協力する。
福利厚生	職員の健康増進を図るため、各種健康診断、健康相談をはじめ墨田区勤労者福祉サービスセンター、福利厚生倶楽部への加入等職員の福利厚生の充実に努める。	

3 すみだ福祉保健センター

(1) 管理課

項目	概要
施設維持管理	利用者の安全、快適性を確保するため、定期的な保守点検、計画的な修繕等安定した施設維持管理を行う。 経年劣化に伴う大規模修繕等について、墨田区に報告、連絡を密に行い、円滑な事業運営と計画的な改修整備を図る。 消防計画、水防計画を策定し、定期的に防災訓練を行う。
給食の提供	利用者の健康維持・増進を目的に美味しい給食を提供し、食を通して充実した毎日が過ごせるよう事業を行う。 食事内容は、咀嚼、えん下機能、疾病予防、ハンディキャップ等を考慮し、季節感のある献立や行事食を提供する。 また、食に関する知識・技術を活用し、個別・集団での栄養指導を行う。

(2) 障害者生活介護施設 はばたき福祉園

項目	概要																							
運営方針	<p>これまでに培ったはばたき福祉園の障害者支援のノウハウを踏まえ、一人ひとりの障害や、年齢、家庭環境など個々の環境を包括的に捉え、個別的ニーズに即し良質なサービスを提供する。運営面では、事業団内での人材、設備を有効活用し、障害者生活介護事業については、はばたき福祉園、ひだまりの2施設の統括を行うとともに、統一かつ一体的な事業運営を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域で生活する重度の障害者に対し、心身の発達を促すとともに、社会的な生活能力を高めるための活動を行うことにより、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努める。 個々の利用者の障害程度や特性に充分配慮した個別の支援計画を基に、支援内容の充実強化を図る。 地域での自立生活を支援するため、地域社会に根ざした活動を積極的に行う。 																							
事業内容	<p>食事、衣類の着脱、排泄、清潔の保持など日常生活動作の確保、健康づくりを目指し、積極的に地域社会への参加・交流を図るなど、社会的自立に向けての支援を次の内容で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象 <ol style="list-style-type: none"> 18歳以上で障害福祉サービス受給者証を所持しているもの 支援の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活支援 <p>ADL支援（食事、排泄、着脱衣、整容（歯磨き）、移動等）</p> (2) 健康の保持・増進 <p>医師・医療機関との連携を密にして、利用者個々の健康状態を常に把握し、疾病の予防・早期発見及び早期治療を図り、健康管理の充実を図る。</p> (3) 障害に対する支援 <p>それぞれの障害の状態や特性を理解し、それに合わせた環境設定、具体的支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コミュニケーション支援 ② 環境支援 ③ 身体介護・移動 ④ 家族・家庭との連携・支援 ⑤ 医療的ケア ⑥ 意思決定支援 (4) 日常活動支援 <p>利用者の支援課題・心身の特性・要望に考慮したグループ編成による日中活動をとおして、充実した生活を営むことができるよう支援する。また、利用者個々に応じた作業等を設定し能力の維持・向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 創作的活動 — 陶芸、手工芸（革工芸、ビーズ制作や紙すき等）園芸等 ② リサイクル等活動 — アルミ缶の回収、プレス作業、文書配達作業等 ③ 様々な生活体験 — 買い物、調理、外出体験、地域交流等生活の質の向上を目指す活動 ④ 余暇的活動 — 音楽、入浴、散策活動、レクリエーション、個々の興味や障害に配慮した活動（感覚刺激や歩行支援等）、健康維持にもつながる運動（ウォーキング等） ⑤ 生産的活動 — アルミ缶回収作業及び創作的活動における製作物の販売等をとおし、対価を得る事で活動への参加意欲を向上させていくとともに、重度の障害があっても可能な範囲で生産的活動に参加し社会生活の充実を図る。 (5) 諸行事の実施 <p>全体や小グループによる社会との交流をとおし、利用者一人ひとりの社会性の拡大を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="245 1630 1469 1944"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>行事名</th> <th>月</th> <th>行事名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>外出活動（バスハイク）</td> <td rowspan="2">11月</td> <td>・すみだ福祉保健センターまつり</td> </tr> <tr> <td>6～11月</td> <td>作業班別一日活動</td> <td>・利用者健康診断</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>プール活動</td> <td>12月</td> <td>地域交流行事（ふれあいコンサート等）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10月</td> <td rowspan="3">・宿泊体験旅行（1泊2日） ・墨田区障害者（児）スポーツレクリエーション大会 ・総合防災訓練</td> <td>1月</td> <td>成人を祝う会</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>すみだスマイルフェスティバル</td> </tr> <tr> <td>各月</td> <td>・買物実習 ・調理実習 ・避難訓練 ・個別外出 ・作業班別半日出</td> </tr> </tbody> </table> 3 休園日 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日曜日・祝日 (2) 年末年始（12月29日～1月3日） 	月	行事名	月	行事名	5月	外出活動（バスハイク）	11月	・すみだ福祉保健センターまつり	6～11月	作業班別一日活動	・利用者健康診断	8月	プール活動	12月	地域交流行事（ふれあいコンサート等）	10月	・宿泊体験旅行（1泊2日） ・墨田区障害者（児）スポーツレクリエーション大会 ・総合防災訓練	1月	成人を祝う会	2月	すみだスマイルフェスティバル	各月	・買物実習 ・調理実習 ・避難訓練 ・個別外出 ・作業班別半日出
月	行事名	月	行事名																					
5月	外出活動（バスハイク）	11月	・すみだ福祉保健センターまつり																					
6～11月	作業班別一日活動		・利用者健康診断																					
8月	プール活動	12月	地域交流行事（ふれあいコンサート等）																					
10月	・宿泊体験旅行（1泊2日） ・墨田区障害者（児）スポーツレクリエーション大会 ・総合防災訓練	1月	成人を祝う会																					
		2月	すみだスマイルフェスティバル																					
		各月	・買物実習 ・調理実習 ・避難訓練 ・個別外出 ・作業班別半日出																					

(3) 児童デイサービス施設 みつばち園

項目	概 要										
運営方針	<p>地域の療育事業の中核を担う児童発達支援センターとして、療育内容と地域支援の充実を図り運営していく。集団療育では食事の提供を含む4時間の活動を実施するとともに、保育所等訪問支援を行い、地域の保育園・幼稚園等の支援を行う。また、墨田区との連携のもと、区内児童通所支援事業所との情報交換・助言支援等を行っていく。障害児通所支援事業については、みつばち園・にじの子の2施設の統括を行うとともに、統一的・一体的な事業運営を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身に障害又は発達の遅れやその心配のある、就学前の児童及び個別の理学療法については、小学3年生までの子どもとその保護者を対象に、発達指導・日常生活指導等の療育を早期から実施することを目的とし、一人ひとりの子どもの自立に必要な能力を育て、子どもが家庭や社会でいきいきと生活ができるよう支援する。 2 保護者に対し、必要な知識や育児方法の指導・援助を行うとともに、他機関との連絡調整や密接な連携を行い、障害をもった子どもをめぐる環境の整備に努める。 										
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 集団療育 集団療育を通して心身の発達を促し、社会性や自立の能力を獲得していけるよう支援し、午前グループには食事の提供をする。個別療育の専門職も各グループ活動に参加し、専門的な見地から療育活動を行う。1グループ 定員10名、週1回 8グループ その他「遊びの広場」設置 2 個別療育 子どもの発達段階や行動特性など発達の状況を的確に把握して、専門的な見地から一人ひとりに必要な指導を個別に行う。 <table border="1" data-bbox="300 947 1401 1279"> <tr> <td data-bbox="300 947 507 1025">理学療法</td> <td data-bbox="507 947 1401 1025">歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1025 507 1104">作業療法</td> <td data-bbox="507 1025 1401 1104">特に上肢の機能の改善を通し、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1104 507 1149">言語聴覚療法</td> <td data-bbox="507 1104 1401 1149">ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1149 507 1227">心理指導</td> <td data-bbox="507 1149 1401 1227">心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、合わせて保護者の相談に対応する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1227 507 1279">医師診察</td> <td data-bbox="507 1227 1401 1279">非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)</td> </tr> </table> 3 地域療育支援事業(保育所等訪問支援) 保護者の希望・ニーズに基づき、利用児の所属する保育園等を訪問し、利用児が他児との集団生活に適応できるよう、専門的な見地から利用児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行う。 4 相談事業など <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談事業 一般的な発達相談や利用の相談、必要に応じて関係機関との連絡、調整、情報交換を行う。 (2) 保護者支援事業 保護者や一般の希望者の参加も含めた、勉強会の開催や保護者交流会を実施する。 5 年間行事 運動・情緒・社会性の発達を促すとともに生活体験の幅を広げるため、各種行事を実施する。個別面談とリエンション☆、親子ふれあい遠足★、すみだ福祉保健センターまつり★、クリスマス★外出活動☆、卒園・就学を祝う会☆、避難訓練☆ (★は療育事業全体 ☆は集団療育のみ) 6 健康管理 医師・看護師・職員の連携のもとに、常に子どもの健康状態を把握し、成長・発達がスムーズに図れるよう健康管理に努める。 身体計測、内科健診、耳鼻科健診、眼科健診、尿検査、歯科相談、栄養相談 7 休園日 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日曜日・祝日 (2) 年末年始(12月29日～1月3日) 	理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。	作業療法	特に上肢の機能の改善を通し、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。	言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。	心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、合わせて保護者の相談に対応する。	医師診察	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)
理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。										
作業療法	特に上肢の機能の改善を通し、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。										
言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。										
心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、合わせて保護者の相談に対応する。										
医師診察	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)										

(4) 相談支援事業所

項目	概 要
運営方針	<p>障害者及び障害児が抱える様々な課題の解決や、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントし、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。</p> <p>また、各関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
事業内容	<p>1 相談支援事業の種類</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定特定相談支援事業</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく、指定障害児相談支援事業</p> <p>2 相談支援事業所の場所等</p> <p>(1) 場所 すみだ福祉保健センター（みつばち園内）</p> <p>(2) 開設日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>(3) 休業日 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>3 対象者</p> <p>(1) 墨田区在住の障害福祉サービスを利用する障害者</p> <p>(2) 墨田区在住の障害児通所支援事業を利用する障害児とその保護者</p> <p>4 サービスの内容</p> <p>(1) 相談申込時</p> <p>① 利用ニーズの把握</p> <p>② サービス内容の提案</p> <p>③ サービス等利用計画（案）・児童通所支援利用計画（案）の作成と支給決定に係る申請の勧奨</p> <p>(2) 支給決定後</p> <p>① サービス担当者会議の実施</p> <p>② サービス等利用計画・児童通所支援利用計画の作成</p> <p>(3) サービス利用開始後</p> <p>① 定期的なモニタリングの実施</p> <p>② モニタリングに基づいた支給決定内容の変更、及び定期的な更新に係る申請の勧奨</p> <p>(4) 基本相談事業</p> <p>障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う</p>

(5) 身体障害者福祉センター

項目	概 要
運営方針	<p>区内にお住まいの身体障害者の誰もが参加でき、能力を高めるための各種事業を行い、障害者の自立や生きがいづくりを援助する。また、センターを活動の場所として、身体障害者自主サークル、障害者団体及びボランティアグループ等が積極的に活動できるように環境整備に努める。</p>
事業内容	<p>1 相談 午前9時～午後5時 障害者や家族の身近な問題に対し、職員が協力して問題の解決にあたる。</p> <p>2 教養講座・啓発活動 年間27回程度の講座を開催する フラワーアレンジメント教室 アロマ教室 パソコン点訳教室 歌声喫茶 干支づくり教室 パソコンボランティア養成講座 音訳ボランティア養成講座 音楽療法教室 ヨガ教室 ほか ※ 聴覚障害者が受講する場合には、手話通訳を用意する。 ※ 中途聴覚障害者・難聴者が受講する場合には、磁気ループ(補聴器補助放送設備)を設置する。</p> <p>3 パソコン自由利用 利用日時 第3土曜日 ①コース：10:30～12:00 ②コース：13:00～14:30 運営協力はNPO法人 パソコン・サポート・ボランティア「きつつき」</p> <p>4 「区のお知らせ」・「区議会だより」等のテープ版デジ版作成 (1) 「声のたより」の発行 (月3回) (2) 「区議会だより」の発行 (年5回)</p> <p>5 身体障害者自主サークル及び身体障害者団体等に対する援助 (1) 利用できる主な施設(午前9時～午後9時) 集会室・録音室・図書コーナー・視覚障害者日常生活訓練室 (2) 利用できる主な設備・器具等 パソコン(インターネット・点字ソフト・画面拡大ソフト・音声読上げソフト・らくらくマウス・大型キーボード・ひらがなキーボード) プリンター(インク持込) プロジェクター 録音機器 点字プリンター カナタイプライター リソグラフ 立体コピー GBC製本器 プレクストーク テルミー 点字図書等図書コーナー 磁気ループ</p> <p>6 地域社会との交流・関係機関との連携 障害者に対する理解と参加、よりよいサービスを提供することを目的に地域との交流や関係機関との連携を行う。</p> <p>7 休館日 年末年始(12月29日～1月3日)</p>

(6) 老人福祉センター

項目	概 要																								
運営方針	<p>区内にお住まいの60歳以上の方を対象に、健康で明るい毎日が過ごせるよう、教養講座や各種事業及び相談を行う。</p> <p>また、高齢者相互の交流を図る場として、サークルや老人クラブ等の団体・グループ活動のために施設を開放する。</p>																								
事業内容	<p>1 教養講座 高齢者支援総合センター等と連携し、年間20講座程度開講する。</p> <p>2 相 談 午前9時～午後5時 高齢者支援総合センター・在宅サービスセンターと連携して、高齢者の生活、地域支援の担い手活動、住い、健康等に関する相談に応じ、適切な援助、支援を行う。</p> <p>3 イベント等の実施 (1) 敬老の日のつどい（長寿のつどい）（100名程度の参加を予定） (2) 教養講座・生きがいづくり 高齢者の教養の向上や生きがいづくり、地域支援の担い手の養成、レクリエーション等のための事業を行う。 地域支援の担い手養成講座、パソコン等の情報端末講座、介護予防体操教室等を実施する。 (3) パソコン塾 第3金曜日実施（パソコン講座終了者対象） 運営協力は、NPO法人パソコンボランティア「きつつき」 (4) 地域との交流 高齢者相互の交流、保育園等との交流を通して地域福祉の向上を図る。</p> <p>4 高齢者自主サークル及び老人クラブ等に対する援助 各講座終了後自主サークル結成への援助を行い、集会室兼教養娯楽室を高齢者自主サークル等の団体活動の場として貸し出す。 利用時間は原則として午前9時～午後5時とする。</p> <p>◎ 集会室兼教養娯楽室利用日程</p> <table border="1" data-bbox="331 1326 1370 1807"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1326 419 1368">曜日</th> <th data-bbox="419 1326 748 1368">午 前</th> <th data-bbox="748 1326 1370 1368">午 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1368 419 1456">月</td> <td data-bbox="419 1368 748 1456">高齢者サークル団体貸出</td> <td data-bbox="748 1368 1370 1456">高齢者趣味・教養講座(使用しない場合は高齢者サークル団体貸出)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1456 419 1500">火</td> <td colspan="2" data-bbox="419 1456 1370 1500">高齢者サークル団体貸出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1500 419 1545">水</td> <td colspan="2" data-bbox="419 1500 1370 1545">個人利用日(カラオケ・将棋・囲碁など)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1545 419 1632">木</td> <td data-bbox="419 1545 748 1632">高齢者サークル団体貸出</td> <td data-bbox="748 1545 1370 1632">高齢者趣味・教養講座(使用しない場合は高齢者サークル団体貸出)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1632 419 1720">金</td> <td colspan="2" data-bbox="419 1632 1370 1720">高齢者サークル団体貸出 (ただし、第3金曜日は老人クラブ団体貸出)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1720 419 1765">土</td> <td colspan="2" data-bbox="419 1720 1370 1765">高齢者サークル団体貸出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1765 419 1807">日</td> <td colspan="2" data-bbox="419 1765 1370 1807">高齢者サークル団体貸出</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 利用できる機器等 通信カラオケ テレビ 茶道用具 華道用具 囲碁 将棋</p> <p>5 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）</p>	曜日	午 前	午 後	月	高齢者サークル団体貸出	高齢者趣味・教養講座(使用しない場合は高齢者サークル団体貸出)	火	高齢者サークル団体貸出		水	個人利用日(カラオケ・将棋・囲碁など)		木	高齢者サークル団体貸出	高齢者趣味・教養講座(使用しない場合は高齢者サークル団体貸出)	金	高齢者サークル団体貸出 (ただし、第3金曜日は老人クラブ団体貸出)		土	高齢者サークル団体貸出		日	高齢者サークル団体貸出	
曜日	午 前	午 後																							
月	高齢者サークル団体貸出	高齢者趣味・教養講座(使用しない場合は高齢者サークル団体貸出)																							
火	高齢者サークル団体貸出																								
水	個人利用日(カラオケ・将棋・囲碁など)																								
木	高齢者サークル団体貸出	高齢者趣味・教養講座(使用しない場合は高齢者サークル団体貸出)																							
金	高齢者サークル団体貸出 (ただし、第3金曜日は老人クラブ団体貸出)																								
土	高齢者サークル団体貸出																								
日	高齢者サークル団体貸出																								

(7) 高齢者在宅サービスセンター（通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業）

項目	概 要															
運営方針	<p>1 心身の機能が低下している状態で家にひきこもりがちな高齢者に、定期的な外出の機会を提供し、さまざまな交流を通して、楽しみや生きがいを持ち心身機能の維持、向上を目指し、より自立した生活を営めるよう援助する。</p> <p>2 高齢者とその家族が、地域社会の中で末永く生活できるよう、それぞれの心身状況に応じた生活機能の維持・向上に努め、あわせて家族の介護負担の軽減を図る。援助にあたっては、個々人の意思・個性を尊重して、より高い水準のサービスの提供をめざす。</p> <p>3 機能訓練を特に必要とする方については、機能訓練コース(リハデイ)で専門的支援を行う。さらに、要支援1・要支援2、事業対象者の方に、介護予防に資する支援を行う。</p> <p>4 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業：通所型A事業）の取り組みを充実していく。</p> <p>5 事業運営にあたっては、利用者の満足度調査を行い、より良い評価を得るよう利用者本位の事業運営を行っていく。また、ボランティアの受け入れや地域との交流に積極的に取り組み、地域に開かれた事業運営を行っていく。さらに、介護支援専門員など関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めていく。</p>															
事業内容	<p>1 利用対象者 介護保険法の要介護・要支援の認定及び、事業対象者の区民</p> <p>2 規模</p> <table border="1" data-bbox="304 862 1437 1037"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>定員</th> <th>利用日</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コース</td> <td>1日 25人</td> <td rowspan="2">月～土</td> <td>9：15～16：30</td> </tr> <tr> <td>機能訓練コース</td> <td>午前 17名、午後 18名</td> <td>9：00～12：15、13：00～16：15</td> </tr> <tr> <td>通所型A事業</td> <td>午前 5名、午後 5名</td> <td>火・木</td> <td>9：45～12：00、13：15～15：30</td> </tr> </tbody> </table> <p>総合事業対象者を含む。 ※土曜日については、定員調整を図り実施している。</p> <p>3 休業日 日曜日及び年末年始（12月30日～1月3日）</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 一般コース</p> <p>① 送迎 ② 生活相談・援助 ③ 趣味・生きがい活動 ④ 健康チェック・健康増進 ⑤ 機能訓練（日常生活動作） ⑥ 食事 ⑦ 口腔機能向上 ⑧ 栄養改善・栄養マネジメント ⑨ 年間行事 ⑩ 歯科口腔健診、歯科医師会との連携</p> <p>(2) 機能訓練コース（詳細は機能訓練事業に準ずる）</p> <p>① 送迎 ② 生活相談・援助 ③ 健康チェック・健康増進 ④ 検査測定 ⑤ 理学療法 ⑥ 作業療法 ⑦ 言語聴覚療法 ⑧ 訪問指導</p> <p>個々の利用者の心身機能に応じた専門のリハビリサービスを提供する。利用者の日常生活の場で生かすことのできる視点を取り入れたプログラムにより、生活機能の維持・向上を目指す。</p> <p>(3) 関連事業・その他</p> <p>① 情報公表制度の報告 ② モニタリング・アンケート調査</p> <p>5 地域交流と地域福祉への貢献</p> <p>保育園との交流などの行事や、ボランティア、職場体験実習生・研修生等の受け入れを通して地域福祉の向上に貢献する。また、地元住民、ケアマネジャー、家族等への見学会を適宜開催し、交流を図る。すみだ福祉保健センターまつりに参加する。</p> <p>6 広報活動</p> <p>デイサービス便り（月1回発行）、パンフレット、ホームページを活用する。また、地元住民、ケアマネジャー、家族等への見学会等を適宜開催し、広報活動に努める。</p> <p>7 安全対策・連携・職員の資質向上等の実施</p> <p>防災訓練、感染症対策を実施する。また、内部連携を高め、地域に必要な施設としての定着を図り、研修等により職員の資質の向上を図る。</p>	コース	定員	利用日	利用時間	一般コース	1日 25人	月～土	9：15～16：30	機能訓練コース	午前 17名、午後 18名	9：00～12：15、13：00～16：15	通所型A事業	午前 5名、午後 5名	火・木	9：45～12：00、13：15～15：30
コース	定員	利用日	利用時間													
一般コース	1日 25人	月～土	9：15～16：30													
機能訓練コース	午前 17名、午後 18名		9：00～12：15、13：00～16：15													
通所型A事業	午前 5名、午後 5名	火・木	9：45～12：00、13：15～15：30													

(8) 機能訓練事業

項目	概 要
運営方針	<p>訓練を通して日常生活における自立性を高め、役割の自覚や生きがいもち社会参加が図れるように援助する。あわせて家族の介護負担の軽減についても配慮する。</p> <p>介護保険対象となる利用者については、介護保険を適用し、高齢者在宅サービスセンターの業務として実施する。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業については、高齢者在宅サービスセンターと連携しながら引き続き通所型A事業等のサービスを充実する。</p>
事業内容	<p>各療法士や介護・看護職等が協働して評価を行い、利用者の一人ひとりの能力に応じた支援計画を作成して個別的及び集団的な支援を行う。また必要に応じ関連機関への技術援助を行う。</p> <p>1 対象</p> <p>区内居住者で、次のいずれかの方</p> <p>(1) 退院後間もない方</p> <p>(2) 在宅で心身機能が低下した方</p> <p>(3) より生き生きと活動的に生活したい方</p> <p>(4) 身体障害者福祉法適用者(身体障害者福祉センター事業含む)、健康増進法適用者</p> <p>(5) 上記(4)の適用を受けない、高次脳機能障害者や若年性認知症等の方</p> <p>2 相談・受付</p> <p>(1) 電話・面接・訪問で、相談者の主訴・目的・生活状況を的確に把握し、必要なサービスが受けられるよう援助する。</p> <p>(2) 区及び地域の関係機関と連絡・調整・情報交換を行い、連携を図る。</p> <p>(3) 利用者の満足度調査を行い、事業の充実に反映させる。</p> <p>3 訓練期間・指導訓練内容等</p> <p>(1) 訓練期間 週1～2回程度、6か月間を一区切りとする。</p> <p>(2) 訓練方法 個別、集団、訪問等を行う。</p> <p>(3) 指導訓練内容 ① 理学療法 ② 作業療法 ③ 言語聴覚療法 ④ 健康管理 ⑤ リハビリテーション専門医による診察 ⑥ 家庭訪問指導及び屋外訓練 ⑦ 終了者への援助 ⑧ 高次脳機能障害者のグループ訓練</p> <p>4 地域社会との交流・啓発</p> <p>(1) コミュニティカレッジ等への協力や機能訓練におけるボランティアの参加への呼びかけ、実習生の受け入れ等を積極的に行い、地域福祉の向上に貢献する。</p> <p>(2) 高次脳機能障害の理解を深める講演会や出前講座等の普及・啓発活動を行う。</p> <p>5 他機関との連携</p> <p>(1) 主治医による、機能訓練事業利用のための意見書をもらう。</p> <p>(2) 終了時に報告書を作成し、主治医に送付する。</p> <p>(3) 各関連機関・職種との情報の共有化・方針の統一化を図るため、ケースカンファレンスを積極的に行う。</p> <p>(4) 神経難病検診でのリハビリ相談を担当する。すみだリハビリグループ等に協力する。</p> <p>(5) 高次脳機能障害関係機関連携会議や地域ケア会議などに参加し、関係機関との連携を深める。</p> <p>6 高次脳機能障害の相談業務等を行なう。</p> <p>7 休業日 日曜日及び年末年始(12月30日～1月3日)</p>

(9) こうめ高齢者支援総合センター

項目	概 要
運営方針	<p>高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス等の多様なサービスを、高齢者の心身の状況の変化に応じて継続的・包括的に提供し、もって高齢者及び介護者等、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定並びに保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 <p>担当地域の要介護高齢者、要介護高齢者となるおそれのある高齢者及びその家族・関係者</p> 2 担当地域 向島1～5丁目・押上1～3丁目 3 開設時間 月曜日から土曜日までの午前9時～午後6時 4 休業日 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日) 5 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合相談支援業務 <ol style="list-style-type: none"> ①高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、介護保険サービスにとどまらず、地域の保健・医療・福祉サービスの機関又は制度の利用につなげる。 ②地域の社会資源の実態を把握し、相談時に適切な情報を提供する。社会資源リーフレットを更新し、普及啓発をする。 ③高齢者福祉課、介護保険課等が所管する公的サービスの利用手続きの代行、各種保健・福祉サービスの広報及び普及啓発を行う。 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業 <ol style="list-style-type: none"> ①要支援1、2及び事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントを行う。 ②地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施されるよう、出前講座等を開催し、介護予防の普及啓発を図る。また自主的に体操等を行う地域の団体を把握するとともに、新たな通いの場を作ることを働きかけ、支援する。 ③地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、介護予防の機能強化のため、リハビリテーション専門職と連携する。 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 <ol style="list-style-type: none"> ①地域ケア会議等を開催し、地域包括ケアシステムを深化するとともに、地域の様々な関係機関が相互に連携を強化できるよう働きかけ、協働し地域の課題抽出・解決を図る。 ②介護支援専門員が自立支援型プランの作成や介護予防サービス以外の社会資源を活用できるよう、主任介護支援専門員等と連携し、個別支援や事例検討会、研修会等を開催する。 (4) 高齢者の虐待防止と権利擁護 <ol style="list-style-type: none"> ①高齢者虐待に関する相談・通報・連絡等に応じ、関係機関と連携し、迅速な対応を図る。また高齢者虐待防止や早期発見のため、関連機関や地域に対し、普及啓発活動を実施し、地域における虐待防止ネットワークを推進する。 ②成年後見制度の利用を促進するほか、高齢者の権利擁護に取り組む。 (5) 認知症総合事業・家族介護支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ①認知症の人とその家族等が出来るかぎり住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、関係機関、団体等と連携し、やさしい地域づくりを推進する。また、認知症初期集中支援チームと協働して、早期発見・早期対応に向けた支援につなげる。 ②認知症の人を介護している家族の介護負担軽減のため、認知症家族介護者教室を開催する。 ③男性向け介護者教室の開催等、男性介護者への支援と介護に関する助言等を行う。 (6) その他 <ol style="list-style-type: none"> ①地域において、認知症の人を見守り支援する環境づくりを推進するため、認知症に関する正しい理解の普及啓発事業(認知症サポーター養成講座、認知症予防講座等)を開催する。 ②医療と介護の連携を推進し、地域ケア会議や各種事業を通して、さらなるネットワークの構築を目指す。 6 サービス調整体制 <p>墨田区地域包括支援センター運営協議会の方針のもとに、事業を実施する。</p>

(10) こうめ高齢者みまもり相談室

項目	概 要
運営方針	<p>独居高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、その生活実態を把握し、地域からの孤立を防ぎ、地域の関係団体・機関等（町会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員等）と連携した高齢者の見守りシステムを構築するとともに、高齢者等からの相談を受けて問題解決に当たる。</p> <p>また、地域の実態を把握し、地域特性や地域力を生かした地域のネットワークの充実と強化を図ることを目的とする。</p>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 おおむね65歳以上の高齢者及びその家族。 2 担当地域 向島1～5丁目・押上1～3丁目 3 開設時間 月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時 4 休業日 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） 5 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支援が必要な高齢者の実態把握、情報収集及び高齢者台帳・みまもりリストを整備する。みまもりリストは災害時の非常時に高齢者の安否確認に使用できるよう毎月印刷し保管する。個別の実態把握から得た情報を活用し地域の実態把握を行う。 (2) 週一回程度、墨田区高齢者福祉電話サービス利用者宅に電話し、安否の確認、相談・助言等を行う。 (3) 既存の地域組織（町会・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ等）と連携し、ネットワーク構築に向け見守りネットワーク会議や講習会等を開催し、見守りの意識向上を図る。 (4) 見守り協力員を養成し、区と協働で高齢者見守りネットワークの構築を図る。 (5) 緊急通報システム（安否確認センサ）の普及を図る。また、発報情報を受けた場合は、遅滞なく訪問等により当該高齢者の状況を把握するとともに、必要に応じて関連機関と連携して適切な支援を行う。 (6) 高齢者、家族、地域住民、関係団体・機関からの相談に対し、総合的に対応する。 (7) 区民、関係団体・機関等から高齢者の異変にかかわる相談、通報があった場合は、速やかに状況把握を行い、対応する。 (8) 地域の特性や取組を反映した「こうめみまもりだより」を毎月発行・配布する。 (9) 認知症サポーター養成講座の開催を地域に積極的に働きかけ、開催する。

(11) 健康増進事業（健康づくり教室）

項目	概 要
運営方針	<p>区内在住、在勤の健康な成人を対象に、生活習慣病の予防と健康の維持増進を目的に、運動の指導を行う。</p> <p>また、事業内容の積極的なPR等を行い、多くの方に運動習慣の取得を奨励する。</p>
事業内容	<p>「健康づくり教室」は、週1回全4～6回のコースを実施し、実技形式による体育の実技指導を行う。</p> <p>1 種類 リズム体操、ヨガ、ストレッチ教室等</p> <p>2 実施日時及び定員 水曜日に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aコース 午後1時30分～2時50分 定員15人 ・ Bコース 午後3時00分～4時20分 定員15人 ・ Cコース 午後6時00分～7時20分 定員15人 <p>3 内容</p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動習慣取得のきっかけづくり ・ 種目別運動の正しい実施方法の習得 ・ 個々人の体力、状態に適した運動方法の習得 ・ 運動別効果の知識習得 ・ 実施上の一般的な注意事項に対する理解 ・ 自宅でもできる運動方法の習得 <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調チェック ・ 筋力及び筋持久力づくりの実施 ・ 調整力づくりの実施 ・ 健康、体力相談 ・ 準備及び整理体操の実施 ・ 全身持久力づくりの実施 ・ 啓発活動

(12) 要介護認定調査事務

項目	概 要
運営方針	<p>介護保険制度において要介護、要支援の認定を受けようとする区民に対して、介護保険法に基づく訪問調査を行う。</p> <p>事業の実施に当たっては、墨田区をはじめとする関係諸機関等との綿密な連携を図る。</p>
事業内容	<p>1 対象 介護保険の認定を受けようとする区民</p> <p>2 調査実施日時等 月～金曜日 午前9時～午後5時を基本とする。 ただし、調査対象者やご家族の希望に合わせて弾力的に実施する。</p> <p>3 休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)</p> <p>4 業務内容 墨田区から委託を受けた要介護(要支援)認定の調査</p>

4 スマイルホームすみだ（母子生活支援施設）

項目	概 要																																																				
運営方針	日常生活において、様々な課題を抱える母子世帯に対し、健康で文化的な生活を営むのに必要な居住施設を提供し、利用者の安定した生活づくりに寄与し、社会で自立して生活できるよう支援する。特に、母親への就労支援や、児童の健全育成をはじめとした母子双方に対する系統的な『家族支援』サービスを提供し、各世帯が、早期に社会的に自立して生活できる支援につなげていく。退所者についても、継続して自立した生活を送ることができるように、アフターケアを実施する。																																																				
施設	母子室25室（台所、バス、トイレ、エアコン付）、定員24世帯。緊急一時保護1世帯。																																																				
事業内容	<p>1 利用者の支援</p> <p>(1) 利用者の気持ちに柔軟に対応しながら、自立支援計画を作成し、自立への意識を高める。</p> <p>(2) 児童の健全な育成を図り、子どもの自立支援を促進する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を密にして、利用者の利便に努める。</p> <p>2 危機管理対応</p> <p>(1) 地震火災等の災害時における利用者の安全確保 災害に備えて、利用者と施設の安全管理のため毎月1回、自衛消防訓練を実施する。</p> <p>(2) 日常事故発生の予防 日ごろから利用者の安心と安全を確保するために、事故の予防啓発に努める。</p> <p>(3) 利用者の健康管理 嘱託医の協力を得て年2回、母子それぞれの健康診断を実施し、健康維持に努める。</p> <p>3 寮会</p> <p>(1) 寮会を毎月開催し、母親からの要望や意見を聞くと共に、施設での生活ルールの確認や、母子世帯に関する社会的情報を提供する。</p> <p>(2) 子ども寮会を毎月開催し、遊びを通し交流を深めるとともに子ども達の要望等を聞く。</p> <p>4 緊急一時保護事業 緊急に保護を必要とする区内在住の母子に、一時的に施設を利用させ、応急的支援を図る。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 地域との交流 町会へ加入し、町会の諸行事への参加等を通して、地域との交流を図っていく。</p> <p>(2) 関係機関との連携 墨田区生活福祉課、小学校、保健センター、子育て支援総合センター等と連携を図る。</p> <p>(3) 意見箱を設置し、利用者サービスの向上に努める。</p> <p>6 年間行事予定表</p> <table border="1" data-bbox="352 1464 1378 2029"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>全体行事</th> <th>母親・乳幼児行事</th> <th>児童行事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>食育行事（通年）</td> <td></td> <td>春休み行事</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>母子健康診断</td> <td>乳幼児行事</td> <td>中高生行事</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>地域交流イベント</td> <td></td> <td>夏休み行事</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>納涼会</td> <td>乳幼児行事</td> <td>夏休み行事</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td></td> <td>子育て講演会</td> <td>中高生行事</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>親子バス遠足</td> <td>乳幼児行事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>母子健康診断 親子夕食会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>クリスマス会</td> <td></td> <td>冬休み行事</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>もちつき会</td> <td>乳幼児行事</td> <td>書き初め</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>豆まき</td> <td></td> <td>小学生個別外出</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>入学卒業お祝い会</td> <td>乳幼児行事</td> <td>中高生行事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他、小学生・中学生・高校生を対象に学習会（通年、月～金曜日）を実施する。</p>	月	全体行事	母親・乳幼児行事	児童行事	4月	食育行事（通年）		春休み行事	5月	母子健康診断	乳幼児行事	中高生行事	6月				7月	地域交流イベント		夏休み行事	8月	納涼会	乳幼児行事	夏休み行事	9月		子育て講演会	中高生行事	10月	親子バス遠足	乳幼児行事		11月	母子健康診断 親子夕食会			12月	クリスマス会		冬休み行事	1月	もちつき会	乳幼児行事	書き初め	2月	豆まき		小学生個別外出	3月	入学卒業お祝い会	乳幼児行事	中高生行事
月	全体行事	母親・乳幼児行事	児童行事																																																		
4月	食育行事（通年）		春休み行事																																																		
5月	母子健康診断	乳幼児行事	中高生行事																																																		
6月																																																					
7月	地域交流イベント		夏休み行事																																																		
8月	納涼会	乳幼児行事	夏休み行事																																																		
9月		子育て講演会	中高生行事																																																		
10月	親子バス遠足	乳幼児行事																																																			
11月	母子健康診断 親子夕食会																																																				
12月	クリスマス会		冬休み行事																																																		
1月	もちつき会	乳幼児行事	書き初め																																																		
2月	豆まき		小学生個別外出																																																		
3月	入学卒業お祝い会	乳幼児行事	中高生行事																																																		

5 シルバープラザ梅若

(1) 高齢者福祉センター（梅若ゆうゆう館）

項目	概 要																							
運営方針	1 地域の高齢者が健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるように、趣味、教養的な事業のほか健康の維持増進等を図る事業を実施し、介護予防の一助とする。 2 老人クラブや高齢者のサークル等の団体の自主活動のために施設を提供し、高齢者相互、地域住民、ボランティア等との交流を図る場とする。 3 複合施設としてのシルバープラザ梅若の各施設業務との連携を図り、適正な運営と維持管理を図ると共に利用者の意向調査等を行い、事業の充実と利用者の増加に努める。																							
事業内容	1 利用対象者 墨田区在住の60歳以上の高齢者及びその介護者、並びにボランティアやそれらの登録団体。 2 事業実施日 <table border="1" data-bbox="319 616 1417 817"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前 (9:00～12:00)</th> <th>午後 (13:00～17:00)</th> <th>夜間 (17:00～21:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日・振替休日</td> <td>団体貸出</td> <td>団体貸出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月～土曜日(木曜日を除く)</td> <td>団体貸出</td> <td>団体貸出</td> <td>団体貸出</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>個人自由利用日</td> <td>個人自由利用日</td> <td>団体貸出</td> </tr> <tr> <td>祝日</td> <td>個人自由利用日</td> <td>個人自由利用日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 休業日 年末年始(12月29日～1月3日) 4 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種相談 高齢者の日常生活上のさまざまな相談に応じ、各種関連窓口や専門機関、区内での関連の講習・講座の開催情報や、各種対象施設の紹介を行う。 (2) 生きがいづくり及び健康づくり支援 英会話、ハワイアンキルト、ペーパークイリング、スマフォ写真、パソコン、コーラス、歌謡(演歌)の教養講座、クリスマス飾りのミニ講座を開催する。また、高齢者の介護予防の一環として、ゆうゆう元気体操、転倒予防体操、気功、ヨガ、脳活性化ゲーム等の健康増進講座を開催する。さらに、個人利用には事前申込の不要な自由参加の、すみだ花体操、ウォーキング教室、イス体操、ストレッチ体操、輪投げ、折り紙教室を開催する他、当館団体への体験参加を促進し、高齢者の生きがいと健康増進を支援する。 (3) 地域交流事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 多世代交流事業；当館の利用者と地域の園児・小学生が、当館行事(新春獅子舞、ゆうゆう館交流会等)を通して交流することで、地域の様々な世代との交流促進を図る。9月には梅若まつりを開催し、団体や個人の日頃の活動成果の発表と地域との交流を行う。 ② 地域懇談会: 地元の町会・自治会等との懇談会の開催で地域との交流や連携を図る。 ③ 住民同士の地域交流の支援：講座・イベント補助、デイ利用者の話し相手、会食サービス、うめわかフェ(ケアカフェ)などを通して、高齢者のボランティア活動を支援する。 (4) 墨田区高齢者福祉センター(いきいきプラザ、立花ゆうゆう館)連携事業 三館合同の利用者交流として三館対抗輪投げ大会を開催する。 (5) 会食事業「うめわか食堂」(デイサービス課、高齢者支援課との連携事業) 地域の高齢者を対象に、「閉じこもり・孤立化」予防、栄養改善の目的で、当館厨房の調理した昼食で地元ボランティアの協力により会食会として開催(1期間は月2回、3か月間。年、4期間)する。 (6) サロン・ラウンジの活用 テレビ、ヘルストロン、自動血圧計、体脂肪計、貸出図書(梅若文庫)を備え、地域の高齢者の交流と憩いの場、猛暑避難所としてサロン・ラウンジを活用する。 (7) 利用者懇談会を開催し、利用者の声を直接聴取することで、利用者サービスの向上を図る。 (8) 施設全体の自衛消防訓練及び避難誘導訓練を年に2回(10月、3月)実施する。 (9) 墨田区や東京都等が主催する事業への貸出協力を行うなど地域支援活動に協力する。 					午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:00～21:00)	日・振替休日	団体貸出	団体貸出		月～土曜日(木曜日を除く)	団体貸出	団体貸出	団体貸出	木曜日	個人自由利用日	個人自由利用日	団体貸出	祝日	個人自由利用日	個人自由利用日	
	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:00～21:00)																					
日・振替休日	団体貸出	団体貸出																						
月～土曜日(木曜日を除く)	団体貸出	団体貸出	団体貸出																					
木曜日	個人自由利用日	個人自由利用日	団体貸出																					
祝日	個人自由利用日	個人自由利用日																						

(2) うめわか高齢者在宅サービスセンター

(通所介護・総合事業通所型サービス・(介護予防)認知症対応型通所介護)

項目	概 要																													
運営方針	<p>1 高齢者とその家族等が、住み慣れた地域で末永く生活できるよう、それぞれの方々の心身状況に応じた機能の維持・向上に努め、より積極的な活動と社会参加を促す。あわせて家族等の介護負担の軽減を図る。援助にあたっては、個人の意思や個性を最大限に尊重する。</p> <p>2 高齢障害者が安心して利用できるサービス提供体制を確立する。</p> <p>3 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に対応した通所サービスを提供する。</p> <p>4 意向調査等を実施し、よりよいサービス提供と利用者本位の支援を目指す。また、すみだ福祉保健センターリハビリテーション部や、関係機関、地域等との連携を充実させ、総合的なサービス提供を図る。</p>																													
事業内容	<p>1 利用対象者：介護保険法の要介護・要支援の認定区民および総合事業対象者</p> <p>2 規模</p> <table border="1" data-bbox="268 600 1455 887"> <thead> <tr> <th colspan="2">内容</th> <th>定員</th> <th>曜日</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うめわかクラブ</td> <td>一般コース ※1</td> <td>35名/日</td> <td rowspan="2">月～土</td> <td rowspan="2">9:00～16:30</td> </tr> <tr> <td>わかくさクラブ</td> <td>認知症コース</td> <td>12名/日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">リハビリクラブ</td> <td>午前コース ※1</td> <td>5名/日</td> <td>〃</td> <td>9:00～12:15</td> </tr> <tr> <td>通所Aコース ※2</td> <td>10名/日</td> <td>〃</td> <td>9:10～11:25</td> </tr> <tr> <td>午後コース</td> <td>10名/日</td> <td>月・水・木・土</td> <td>13:00～16:15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 総合事業(予防給付基準相当サービス)を含む ※2 総合事業通所型サービスA</p> <p>3 休業日：日曜日及び年末年始(12月30日～1月3日)</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) うめわかクラブ・わかくさクラブ</p> <p>① 送迎 ② 生活相談・援助 ③ 趣味・生きがい活動 ④ 健康チェック・健康増進 ⑤ 入浴 ⑥ 機能訓練(日常生活動作) ⑦ 食事 ⑧ 口腔機能向上 ⑨ 年間行事</p> <p>(2) リハビリクラブ</p> <p>① 送迎 ② 健康チェック・健康増進 ③ 検査測定 ④ 運動療法 ⑤ 生活相談・援助 ⑥ 訪問指導(必要に応じて)</p> <p>利用者の心身状態を評価し、レッドコードやHURなどの器具を利用しながら、積極的な運動や日常生活動作訓練を実施する。利用期間は週2回、6か月を一区切りとする。</p> <p>(3) 関連事業・その他</p> <p>① 情報公表制度の報告と調査 ② 利用者モニタリング・アンケート調査 ③ 家族会の開催(うめわか認知症家族会：高齢者支援課と連携する) ④ 歯科口腔健診：歯科医師会との連携 ⑤ 高齢障害者へのサービス提供体制整備(聴覚障害者に対する手話通訳者の活用など)</p> <p>5 地域交流と地域福祉への貢献</p> <p>(1) 実習生、研修生の受け入れ (2) ボランティアの受け入れ・育成 (3) 介護者支援事業 (4) 昼食会食サービス(ゆうゆう館と共同開催) (5) 地域自治会等との交流</p> <p>6 広報活動：うめわか通信(月1回発行)やパンフレット、ホームページ等を活用する。</p> <p>7 安全対策・連携・職員の資質向上等</p> <p>防災訓練、感染症対策等を実施する。また、施設内連携を高め、地域に必要な施設としての定着を図り、研修等により職員の資質の向上を図る。</p> <p>8 事業所連携</p> <p>墨田区通所介護事業者連絡会を推進し、事業所間の情報共有とサービスの質の向上を目指す。</p>				内容		定員	曜日	利用時間	うめわかクラブ	一般コース ※1	35名/日	月～土	9:00～16:30	わかくさクラブ	認知症コース	12名/日	リハビリクラブ	午前コース ※1	5名/日	〃	9:00～12:15	通所Aコース ※2	10名/日	〃	9:10～11:25	午後コース	10名/日	月・水・木・土	13:00～16:15
内容		定員	曜日	利用時間																										
うめわかクラブ	一般コース ※1	35名/日	月～土	9:00～16:30																										
わかくさクラブ	認知症コース	12名/日																												
リハビリクラブ	午前コース ※1	5名/日	〃	9:00～12:15																										
	通所Aコース ※2	10名/日	〃	9:10～11:25																										
	午後コース	10名/日	月・水・木・土	13:00～16:15																										

(3) 基幹型担当

項目	概 要
運営方針	<p>墨田区高齢者福祉総合計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、障害者行動計画等に基づく適切な事業運営を図り、高齢者及び障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して過ごせることができるように、墨田区や各高齢者支援総合センター、その他関係機関と互いに連携・協力しながら、更なる福祉の向上を目指す。</p>
事業内容	<p>1 対象者 各高齢者支援総合センター、高齢者・障害者及び介護者、地域住民</p> <p>2 担当地域 墨田区全域</p> <p>3 開設時間 月曜日から土曜日までの午前9時～午後6時</p> <p>4 休業日 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)</p> <p>5 事業内容</p> <p>5-1 高齢者支援</p> <p>【1】基本機能</p> <p>(1) 墨田区高齢者福祉課との連携を図るため、定期連絡会への出席。</p> <p>(2) 実地調査の後方支援。</p> <p>(3) 緊急時の運営体制の構築支援。</p> <p>(4) 年度別事業計画・実績報告の作成支援。</p> <p>【2】後方支援業務</p> <p>(1) 各地域包括支援センター・高齢者みまもり相談室連絡会の企画と運営。</p> <p>(2) 総合相談業務</p> <p>① 各地域包括支援センターの困難事例の調整等支援。</p> <p>② 各地域包括支援センターに属さないケースへの直接支援。</p> <p>(3) 虐待防止・権利擁護業務</p> <p>① 墨田区開催の権利擁護ワーキングの企画と運営。</p> <p>② 墨田区開催の男性介護者ワーキングの企画と運営。</p> <p>③ 各地域包括支援センターの虐待・権利擁護事例の調整等支援</p> <p>④ 墨田区開催の権利擁護事例検討会への出席。</p> <p>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>① 墨田区開催のケアマネ支援ワーキングの企画と運営。</p> <p>② 墨田区開催のケアマネ向け研修の企画と運営。</p> <p>(5) 介護予防(総合事業)業務</p> <p>① 介護予防ワーキングの企画と運営。</p> <p>② 介護予防ケアマネジメント評価のサポート。</p> <p>③ 介護予防ケアマネジメント研修の企画と運営。</p> <p>(6) 地域ケア会議</p> <p>① 地域ケア会議の課題把握サポート。</p> <p>② 墨田区主催の地域ケア会議のサポート。</p> <p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>各地域包括支援センターの困難事例の調整等支援。</p> <p>【3】人材育成業務</p> <p>(1) スーパービジョンを活用した人材育成と研修の計画・運営。</p> <p>(2) 墨田区主催の専門職研修の企画と運営。</p> <p>【4】ネットワーク構築業務</p> <p>(1) 墨田区生活支援体制整備事業への協力。</p> <p>【5】その他</p> <p>(1) 基幹型月報の報告。</p> <p>(2) 月報の分析支援。</p>

事 業 内 容	<p>5-2 障害者支援</p> <p>【1】基本機能</p> <p>(1) 墨田区障害者福祉課との連携を図るため、連絡会への出席。</p> <p>(2) 障害者手帳取得への適切な窓口案内（障害者福祉課・児童相談所・都身障センター・保健センター等）</p> <p>(3) 身体障害者手帳取得の案内（申請に必要な書類の配布等）</p> <p>(4) 福祉総合型窓口（身体障害者手帳取得の案内）への巡回</p> <p>(5) 巡回型窓口の年度別実施計画（開催回数、曜日設定等）</p> <p>(6) 窓口案内実績報告書作成。</p> <p>【2】総合相談業務</p> <p>(1) 障害者福祉課窓口の案内</p> <p>(2) 各福祉総合型地域包括支援センターへの助言及び連携。</p> <p>(3) 保健センターの窓口案内</p> <p>【3】人材育成業務</p> <p>(1) 墨田区開催の事例検討会への出席と運営サポート。</p> <p>(2) スーパービジョンを活用した人材育成のサポート。</p> <p>(3) 研修会の運営等サポートと研修会への参加。</p> <p>【4】その他</p> <p>(1) 障害者相談窓口月報の報告。</p>
------------------	--

(4) うめわか高齢者支援総合センター

項目	概 要
運営方針	<p>高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス等の多様なサービスを、高齢者の心身の状況の変化に応じて継続的・包括的に提供し、もって高齢者及び介護者等、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定並びに保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p>
事業内容	<p>1 対象者 高齢者及び介護者等、地域住民</p> <p>2 担当地域 墨田・堤通・東向島4丁目</p> <p>3 開設時間 月曜日から土曜日までの午前9時～午後6時</p> <p>4 休業日 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)</p> <p>5 事業内容</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>①高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、介護保険サービスや地域の保健・医療・福祉サービス、地域の社会資源等につなげる。</p> <p>②高齢者福祉課、介護保険課等が所管する公的サービスの利用手続きの代行、各種保健・福祉サービスの広報及び普及啓発を行う。</p> <p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業</p> <p>①要支援1、2及び事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントを行う。</p> <p>②地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施されるよう、出前講座等を開催し、介護予防の普及啓発を図る。また自主的に体操等を行う地域の団体を把握するとともに、新たな通いの場の立ち上げを働きかけ、支援する。</p> <p>③地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、介護予防の機能強化のため、リハビリテーション専門職と連携する。</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>①地域ケア会議等を開催し、地域包括ケアの体制を整備するとともに、地域の様々な関係機関が相互に連携を強化できるよう働きかけ、協働し地域の課題抽出・解決を図る。</p> <p>②多職種と連携し、自立支援・重度化防止に向けた地域ケア個別会議を開催する。</p> <p>③介護支援専門員が自立支援型プランの作成や介護サービス以外の社会資源を活用できるよう、個別支援や事例検討会、研修会等を開催する。</p> <p>(4) 生活支援体制整備事業</p> <p>生活支援コーディネーターを中心に、社会資源を把握、可視化する。地域の課題やニーズに対し、社会資源の活用や新たな生活支援サービスの創出、ネットワーク構築を促進する。</p> <p>(5) 高齢者の虐待防止と権利擁護業務</p> <p>高齢者虐待に関する相談・通報・連絡等に応じ、関係機関と連携し、迅速な対応を図る。高齢者虐待防止や早期発見のため、関連機関や地域に対し、普及啓発活動を実施し、地域における虐待防止ネットワークを推進する。また成年後見制度の利用を促進する。</p> <p>(6) 認知症総合支援事業・家族介護支援事業</p> <p>①認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人とその家族等ができる限り住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、認知症の人にやさしい地域づくりを推進する。認知症に関する正しい理解の普及啓発事業(認知症サポーター養成講座、認知症予防講座等)を実施する。</p> <p>②認知症初期集中支援チームと協働して、早期診断・早期対応に向けた支援につなげる。</p> <p>③認知症の人を介護している家族の介護負担軽減のため、認知症家族介護者教室を開催する。</p> <p>(7) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>在宅療養高齢者への支援や医療機関と関係機関等のネットワーク構築を図る。</p> <p>(8) その他</p> <p>①会食サービス事業(ゆうゆう館開催)に協力する。</p> <p>②シルバープラザ梅若の福祉機器展示室と連携し、福祉用具や住宅改修の普及啓発を行う。</p> <p>6 サービス調整体制 墨田区地域包括支援センター運営協議会の方針のもとに、事業を実施する。</p>

(5) 福祉機器展示室事業

項目	概要
運営方針	区内の高齢者支援総合センター及び関連機関等と連携し、福祉機器サービス拠点施設として運営する。福祉用具や住宅改修の展示、相談、情報提供等を行い、高齢者及び障害者の自立促進と、その家族や介護者等の負担の軽減を図ることで、よりよい地域生活を送れるように援助する。 また、展示会や専門家向け研修会を開催し、福祉用具や住宅改修の普及啓発を行う。
事業内容	<p>1 主な事業内容</p> <p>(1) 福祉用具の展示、情報提供、相談業務</p> <p>(2) 住宅改修に関する展示、情報提供、相談業務</p> <p>(3) 福祉用具の試用貸し出し</p> <p>(4) 福祉用具や住宅改修について、区民及び関連機関への普及啓発（展示会、専門研修会などの実施）</p> <p>2 開設時間</p> <p>月曜日～土曜日までの午前9時～午後6時</p> <p>※17時以降・土曜日は高齢者支援総合センター職員が対応する</p> <p>3 休業日：日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）</p>

(6) うめわか高齢者みまもり相談室

項目	概要
運営方針	<p>独り暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、その生活実態を把握し、地域からの孤立を防ぎ、地域の関連団体・機関等（町会・自治会、老人クラブ、墨田区民生委員・児童委員等）と連携した高齢者の見守りシステムを構築するとともに、高齢者などからの相談を受けて問題解決に当たる。</p> <p>また地域の実態を把握し、地域特性や地域力を生かした地域のネットワークの充実と強化を図る。</p>
事業内容	<p>1 対象者</p> <p>主に65歳以上の独り暮らし世帯、高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者及び家族、地域住民</p> <p>2 担当地域</p> <p>墨田1～5丁目・堤通 1～2丁目・東向島 4丁目</p> <p>3 開設時間 月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時</p> <p>4 休業日 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)</p> <p>5 事業内容</p> <p>(1) 支援が必要な高齢者等の実態把握、情報収集及び高齢者台帳・みまもりリストを整備する。みまもりリストは災害等の非常時高齢者の安否確認に使用できるよう毎月更新する。個別の実態把握から得た情報を活用し、地域の実態把握を行う。</p> <p>(2) 週一回程度、墨田区高齢者福祉電話サービス利用者宅に電話し、安否の確認、相談・助言等を行う。</p> <p>(3) 既存の地域組織（町会・自治会、老人クラブ、墨田区民生委員・児童委員、介護相談員等）と連携し、ネットワーク構築に向け出前講座や地域ケア会議等を開催し、見守りネットワークの意識向上を図る。</p> <p>(4) 見守り協力員を養成し、区と協働で高齢者見守りネットワークの構築を図る。</p> <p>(5) 緊急通報システム（安否確認センサ）の普及を図る。また、発報情報を受けた場合は、遅滞なく訪問等により当該高齢者の状況を把握するとともに、必要に応じて関連機関と連携して適切な支援を行う。</p> <p>(6) 地域住民・関係団体等からの相談に対し、ワンストップ窓口として適切な相談機関へ繋げる。</p> <p>(7) 区民、関係団体・機関等から高齢者の異変にかかわる相談、通報があった場合は、速やかに状況把握を行い、対応する。</p> <p>(8) 地域の取り組みや有益な情報の発信ツールとして「うめわかみまもりだより」を毎月発行・配布する。</p> <p>(9) 認知症サポーター養成講座の開催を地域に積極的に働きかけ、開催する。</p>

6 すみだステップハウスおおぞら

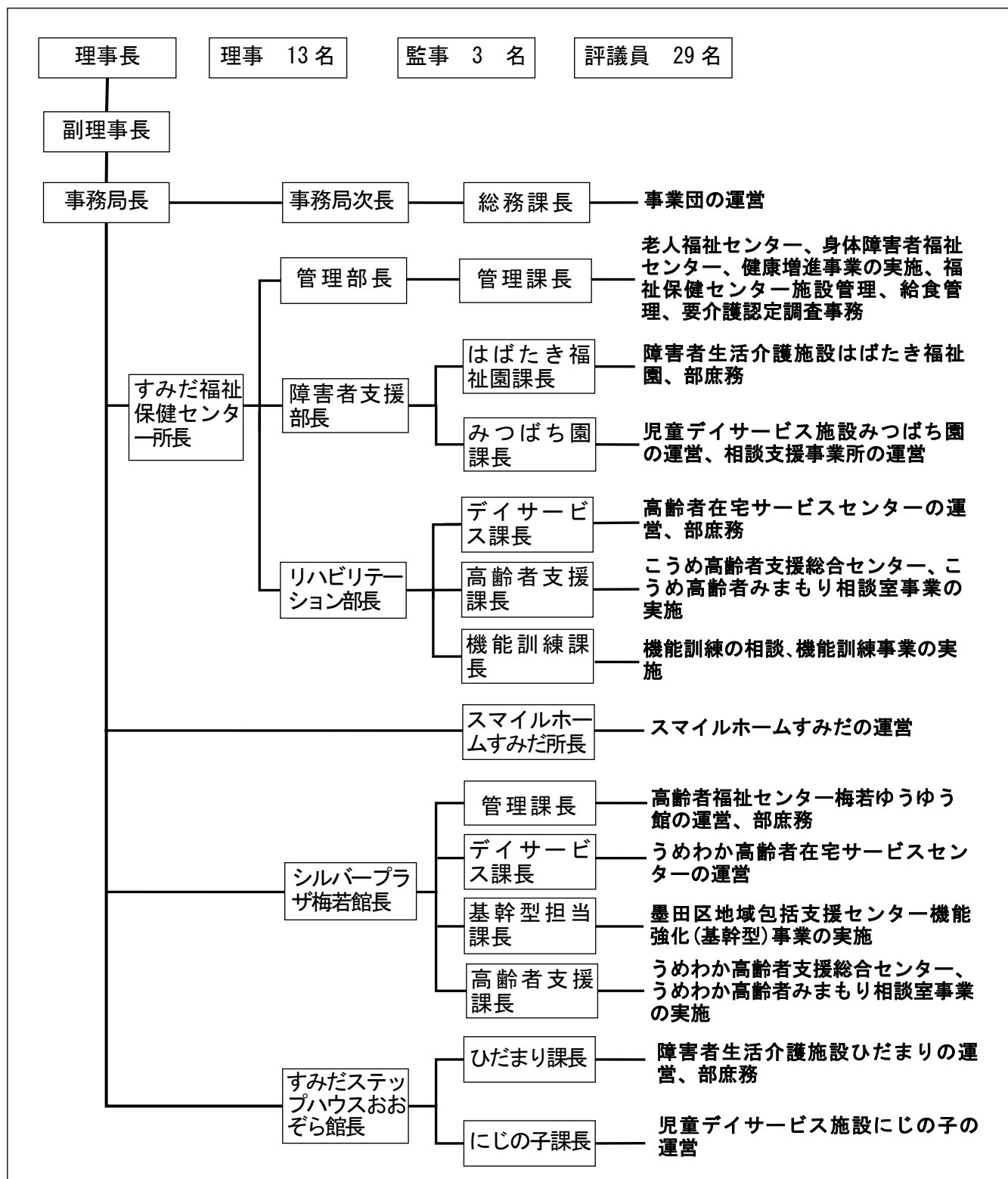
(1) 障害者生活介護施設 ひだまり

項目	概要																											
運営方針	<p>ひだまりがこれまでに培ってきた障害者支援技術・知識を基に、利用者一人ひとりの人格や個性、意思を尊重した利用者本位の支援を行う。運営面では、事業団の有する資源を活用するとともに、はばたき福祉園や関係機関と連携・協力して、効率的で安定した事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域で生活する重度の障害者に対し、心身の発達を促すとともに、社会的な生活能力を高めるための活動を行い、日々の生活の充実と社会的自立への支援に努める。 2 障害の程度や特性に配慮した個別の支援計画を基に、支援内容の充実強化を図る。 3 地域社会と連携・協力して、地域に根ざした事業を積極的に行う。 																											
事業内容	<p>日常生活動作の確保と健康づくりをめざし、地域社会と交流を図るなかで、社会的自立に向けた支援を次の内容で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 <ol style="list-style-type: none"> 1 8歳以上で、障害福祉サービス受給者証を所持している方 2 支援の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ADL支援（食事、排泄、着脱衣、整容（歯磨き）、移動等） (2) 健康の保持・増進 <ul style="list-style-type: none"> 医師・関係機関との連携を密にし、利用者個々の健康管理の充実を図る。また、経管栄養・痰の吸引等の医療的ケアにも対応する。 (3) 障害に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 障害の状態や特性を理解し、それに合わせた合理的配慮と具体的支援を行う。 ①コミュニケーション支援 ②環境支援 ③身体介護・移動 ④家族との連携 ⑤医療的ケア (4) 日常活動支援 <ul style="list-style-type: none"> 利用者本人の要望や心身の特性、課題に配慮した活動を通して、本人の意思が適切に反映された充実した生活を営むことができるよう支援する。 ① 創作的活動（ちぎり絵、ビーズ制作、紙漉き、革工芸、園芸等） ② 地域交流活動（児童館と協同して公園の花壇を手掛ける、公園内の清掃活動） ③ 様々な生活体験（買い物、調理、外出体験など生活の質の向上をめざす活動） ④ 余暇的活動（スポーツ、音楽、書道、散策活動、個々の興味や障害特性に配慮した活動（感覚刺激や歩行支援等）） (5) 身体機能維持・向上のための活動 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の障害や能力に着目したかわりを日常的に行い、「からだ（体操）の時間」や散歩等の活動を通して、身体機能・運動機能の維持向上を図る。 (6) 重度障害者に対する活動支援 <ul style="list-style-type: none"> 重度肢体不自由者等に対してパソコンを活用した活動を提供し、機器操作、情報検索や「ひだまり新聞」等の文書作成を行う。また、仲間との協働体験を得られるよう支援する。 (7) 諸行事の実施 <ul style="list-style-type: none"> 日常活動と異なる体験のなかで、利用者一人ひとりの社会性の拡大をめざす。 <table border="1" data-bbox="272 1608 1481 1933"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>行事名</th> <th>月</th> <th>行事名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6月</td> <td>宿泊体験旅行（1泊2日）</td> <td>11月</td> <td>おおぞらまつり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12月</td> <td>ふれあいコンサート</td> </tr> <tr> <td>9～10月</td> <td>日帰り外出体験（バスハイク）</td> <td>1月</td> <td>成人を祝う会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10月</td> <td>墨田区障害者（児）スポーツ・クリエーション大会</td> <td>2月</td> <td>すみだスマイル♡フェスティバル（演目）</td> </tr> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td>通年</td> <td>一日外出</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>健康診断</td> <td>各月</td> <td>・買い物実習、調理実習 ・避難訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 休業日 (1) 日曜日・祝日 (2) 年末年始（12月29日～1月3日）</p>	月	行事名	月	行事名	5～6月	宿泊体験旅行（1泊2日）	11月	おおぞらまつり			12月	ふれあいコンサート	9～10月	日帰り外出体験（バスハイク）	1月	成人を祝う会	10月	墨田区障害者（児）スポーツ・クリエーション大会	2月	すみだスマイル♡フェスティバル（演目）	総合防災訓練	通年	一日外出	11月	健康診断	各月	・買い物実習、調理実習 ・避難訓練
月	行事名	月	行事名																									
5～6月	宿泊体験旅行（1泊2日）	11月	おおぞらまつり																									
		12月	ふれあいコンサート																									
9～10月	日帰り外出体験（バスハイク）	1月	成人を祝う会																									
10月	墨田区障害者（児）スポーツ・クリエーション大会	2月	すみだスマイル♡フェスティバル（演目）																									
	総合防災訓練	通年	一日外出																									
11月	健康診断	各月	・買い物実習、調理実習 ・避難訓練																									

(2) 児童デイサービス施設 にじの子

項目	概 要										
運営方針	<p>集団療育ではサービス内容の拡充に努めるとともに、個別療育では増加する利用児数に対応し利用率の向上に努め安定的な事業運営を行う。職員の多様な専門性を活かしてチームアプローチを行うとともに、保護者支援に力を入れて保護者ニーズに応えた事業を展開する。地域に根ざした療育施設として区や関係機関との連携を密に行い、みつばち園と一体的な事業運営を行いサービスの向上を目指す。</p> <p>1 心身に障害又は発達遅れやその心配のある小学校3年生までの子どもとその保護者を対象に、発達指導・日常生活指導等の療育を早期から実施することを目的とし、一人ひとりの子どもの自立に必要な能力を育て、子どもが家庭や社会でいきいきと生活ができるよう支援する。</p> <p>2 保護者に対し、必要な知識や育児方法の指導・援助を行うとともに、他機関との連絡調整や密接な連携を行い、障害をもった子どもをめぐる環境の整備に努める。</p>										
事業内容	<p>1 個別療育 子どもの発達段階や行動特性など発達の状況を適確に把握して、専門的な見地から一人ひとりに必要な指導を個別に行う。</p> <table border="1" data-bbox="312 736 1414 1037"> <tr> <td data-bbox="312 736 525 813">理学療法</td> <td data-bbox="525 736 1414 813">歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 813 525 889">作業療法</td> <td data-bbox="525 813 1414 889">特に上肢の機能の改善を通し、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 889 525 927">言語聴覚療法</td> <td data-bbox="525 889 1414 927">ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 927 525 1003">心理指導</td> <td data-bbox="525 927 1414 1003">心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、合わせて保護者の相談に対応する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1003 525 1037">医師診察</td> <td data-bbox="525 1003 1414 1037">非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)</td> </tr> </table> <p>2 集団療育 集団療育を通して心身の全面的な発達を促しながら、社会性や自立の能力を獲得していけるよう支援する。複数日利用グループでは弁当給食日を設定し小集団で食べる機会を提供する。個別療育の各専門職もグループ活動に参加して、専門的な見地から療育活動を行う。 1グループ定員10名 週3回 1グループ、週2回 1グループ、週1回 9グループ 土曜日の自由来館日では乳幼児や小学生を対象に遊びの場を提供する。</p> <p>3 相談事業など</p> <p>(1) 相談事業 一般的な発達相談や利用の相談、必要に応じて関係機関との連絡、調整、情報交換を行う。</p> <p>(2) 保護者支援事業 保護者や一般希望者を対象とした子育て公開講座の開催や保護者交流会などを実施する。</p> <p>(3) 地域療育支援事業 保育園、幼稚園、学童保育、特別支援教育を利用している利用児について、発達状況の共有や基礎集団での生活への支援を図るため、各関係職員との情報交換・相談を行う。</p> <p>4 年間行事 運動・情緒・社会性の発達を促すとともに生活体験の幅を広げるため、各種行事を実施する。個別面談とオリエンテーション☆、親子ふれあい遠足★、おおぞらまつり★、外出活動☆、クリスマス会☆、卒園・就学を祝う会☆ (★療育事業全体 ☆集団療育のみ)</p> <p>5 健康管理 医師・看護師・職員の連携のもとに、常に子どもの健康状態を把握し、成長・発達がスムーズに図れるよう健康管理に努める。 身体計測、耳鼻科健診、眼科健診、歯科相談、栄養相談</p> <p>6 休園日</p> <p>(1) 日曜日・祝日 (2) 年末年始(12月29日～1月3日)</p>	理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。	作業療法	特に上肢の機能の改善を通し、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。	言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。	心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、合わせて保護者の相談に対応する。	医師診察	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)
理学療法	歩行や身体の動き、運動発達などに心配のある子どもに対し、運動療法を通じて適切な発達を援助し、保護者へ介助方法や補装具等についての指導・助言を行う。										
作業療法	特に上肢の機能の改善を通し、巧緻な動作の獲得・認知面の向上を促す。また、身のまわり動作に即した助言・指導を行う。										
言語聴覚療法	ことばの遅れや発音の誤り、吃音、聴こえなどの相談に応じ、指導や助言をする。										
心理指導	心理発達の観点から、認知し考える力を高め、安定した情緒と社会性(対人関係)を育てるための指導を行い、合わせて保護者の相談に対応する。										
医師診察	非常勤医師が健康面や発達についての相談を行う。(個別療育の一環として実施)										

〔資料〕 平成31年度墨田区社会福祉事業団の組織



職員数 209名 (産休等代替職員を除く)

職種	事務	社会福祉士	介護福祉士	理学療法士	作業療法士	介護支援専門員	心理士	保育士	看護師	社会福祉主事	言語聴覚士	保健師	管理栄養士	介助員	調理員	施設管理	機器相談員	合計
常勤	12	36	26	7	5	15	10	19	9	1	3	3	1	0	0	0	0	147
非常勤	7	2	2	2	0	2	4	2	6	0	4	0	0	25	4	1	1	62
計	19	38	28	8	5	17	15	21	15	1	7	3	1	25	4	1	1	209

※表記のほか非常勤医師22名、嘱託医2名、産業医1名、臨時職員18名

